

# 皆で支える

## 国民健康保険制度

資格と課税について  
 国保加入係 ☎ 724・2124  
 納税について  
 納付係 ☎ 724・2125  
 医療の給付について  
 国保給付係 ☎ 724・2130

### 市民の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度

国民健康保険制度は、加入者一人ひとりが国民健康保険税(料)を納め、いざというときの医療費を補うという支え合いの制度です。

高齢者人口の増加、生活習慣病の増加などにより、医療費は急増しています。そのため、私たちの健康を守る国民健康保険制度は今、厳しい運営を強いられています。

国民健康保険に係る医療費は、国民健康保険加入者の国民健康保険税(料)と市区町村、都道府県及び国の負担で賄われています。地域に住む方々の助け合いのもとに成り立っている制度であること

# 国民健康保険税のお支払いは、納期限内に

### 加入・脱退の届出手続きする場所

住民異動が伴わない場合は国保年金課(市役所4階)  
 住民異動に伴う場合は市民課(市役所1階)  
 市民センター(南・なるせ駅前・鶴川・忠生・小山・堺)

### 手続きについて

(表1)

	こんなとき手続きを	手続きに必要な書類など
加入のとき	町田市に転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書(離職票の写し・退職証明書でも可) 厚生年金・共済年金の受給権がある方は年金証書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
脱退のとき	子どもが生まれたとき	出生証明書
	町田市から転出するとき	国保被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険証、国保被保険者証
その他	死亡したとき	国保被保険者証
	生活保護を受けたとき	保護開始決定通知書、国保被保険者証
	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、国保被保険者証
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	国保被保険者証
	住所・氏名・世帯主が変わるとき	国保被保険者証
保険証をなくしたとき	手渡し希望のときは運転免許証などの官公庁発行の顔写真付き身分証明または、国保税納税通知書が必要	

窓口で国保被保険者証の手渡し交付希望の場合は次のものが必要となります。それ以外の場合は郵送となります。また同一世帯以外の方の申請も郵送となります。

- ・運転免許証・パスポートなどの官公庁発行の顔写真付き身分証明
- ・年金手帳・年金証書

町田市の税率等

(表2)

	平成16年度	平成17年度		平成16年度	平成17年度
医療分	所得割	5%	介護分	所得割	0.99%
	均等割	一人当たり年23,400円		均等割	一人当たり年7,200円
	平等割	一世帯当たり年12,000円		平等割	一世帯当たり年2,700円
	限度額	年53万円		限度額	年8万円

# 国民年金のお知らせ

### 特別障害給付金制度が始まりました

対象者は平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者

または、の方で任意加入していなかった期間中に初診日があり、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障がい状態にある方です。

相談及び請求書の提出先は、町田市役所国保年金課国民年金係です。給付金の支給は、請求書を受け付けた月の翌月からとなります。なお、収入や年金受給の状況によって支給が制限されることがあります。

### 若年者納付猶予制度が導入されました

20歳代の方は、本人と配偶者の所得がそれぞれ一定額(基準額)以下(控除対象配偶者及び扶養親族+1)×35万円+22万円)以下の場合には、同居している世帯主の所得にかかわらず、申請して承認されれば、月々の保険料納付が猶予されます。

申請は国保年金課国民年金係またはお近くの市民センターで行えます。認印と年金手帳をお持ち下さい(平成16年1月2日以降に町田市へ転入した方は、15年中所得の確認できる書類も必要です)。

### 学生納付特例制度があります

大学、専門学校、各種学校等の学生で本人の前年中の所得が一定額(基準額)11.8万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等)以下の場合、申請して承認されれば保険料納付が猶予される

### こんなときは忘れずに手続きを!

必要な手続き	申請窓口
会社などを退職したとき	厚生年金等に加入していた方が退職したときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。 国保年金課国民年金係または各市民センター
配偶者の扶養(第3号被保険者)になったとき	厚生年金等に加入している配偶者の扶養(第3号被保険者)になったときは、健康保険の届出と一緒に勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。 配偶者の勤務先の会社または共済組合
配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったとき	収入が増えたり、離婚等により配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。 国保年金課国民年金係または各市民センター
配偶者が退職したとき	厚生年金等に加入していた配偶者が退職したときは、扶養されていた方(第3号被保険者)も第1号被保険者への変更手続きが必要です。 国保年金課国民年金係または各市民センター
配偶者が転職したとき	引き続き配偶者の扶養(第3号被保険者)になるときは、健康保険の届出と一緒に新しい勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。 配偶者の勤務先の会社または共済組合

### 年金手帳をなくしてしまったら

再交付することができます。ただし、被保険者の種類により手続き先が異なりますので、ご注意ください(=左表)。

第1号被保険者	市役所国保年金課国民年金係または各市民センター(八王子社会保険事務所から送付されます)
第2号被保険者	勤務先の会社等
第3号被保険者	配偶者の勤務先の会社等